

「遊び場開放活動」管理指導員の謝礼について

1. 管理指導員謝礼の支給基準

(1) 謝礼金の支給対象

開放時間区分（9 時～13 時または 13 時～17 時）に管理指導員 1 名分の謝礼金を支給します。

(2) 謝礼金の支給額

半日（9 時～13 時または 13 時～17 時） 2, 0 0 0 円／回

全日（9 時～17 時） 4, 0 0 0 円／回

(3) 謝礼金の支給上限額

支給上限額は 1 校 1 か月につき 8, 0 0 0 円です。

2. 管理指導員謝礼の支給方法

(1) 謝礼金の請求方法・請求期限

学校体育施設開放運営委員長および管理指導員は、学校体育施設開放日誌と遊び場開放謝礼金請求書を遊び場開放実施月の翌月 10 日（土曜・日曜・祝日の場合は翌平日）までに学校施設管理課あて提出してください。

(2) 支給時期

遊び場開放実施月の翌々月中旬頃に、管理指導員が口座振替依頼書で指定した金融機関の口座に謝礼金を振込みます。

※ 年度末 3 月に実施した遊び場開放は翌年度 5 月頃の支給となります。謝礼金の支給が完了する 5 月末頃まで振込先口座の解約及び口座名義変更をしないでください。

（謝礼金の口座振込ができません。）

3. その他注意事項

- ・謝礼金については、**個人所得となり所得税の対象**となります。なお、**支払調書は翌年 1 月末頃に管理指導員あてに郵送**させていただきます。
- ・学校体育施設開放日誌および遊び場開放謝礼金請求書が提出されていないと、謝礼金をお支払いすることはできません。必ずご提出ください。
- ・年度当初（4, 5 月）は業務集中期間のため、通常よりお支払いが遅れることがあります。ご了承ください。
- ・個人所得状況によっては、教育委員会事務局よりマイナンバーを確認させていただくことがあります。